

1 地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて（報告案）

障害者や障害児が地域社会で充実した生活を過ごすための支援として、法定の障害福祉サービスと市が独自に行う地域生活支援事業のサービスがあります。

長野市が実施している地域生活支援事業のうち、障害者や障害児が利用する移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業及び障害児自立サポート事業については、利用者負担を5%としています。

一方、障害福祉サービスの内容が充実し、地域生活支援事業と類似するサービスが増えている中で、障害福祉サービスの利用者負担10%との相違が生じていること、平成19年に利用者負担を5%とした負担軽減策が相当の年月が過ぎていることから、障害福祉サービスの利用者負担割合と整合を図る必要性があります。

これらのことから、地域生活支援事業の利用者負担については、下記のとおりとします。

記

- ・ 平成28年度から、移動支援サービス事業、18歳以上の障害者が利用する訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業の利用者負担は10%が適当と判断します。ただし、市民税非課税世帯については、現行どおり負担はなしとします。
- ・ 18歳未満の障害児が利用する訪問入浴サービス事業、障害児自立サポート事業については、子育て世帯の負担が急激に増加することに配慮し、平成28年度及び平成29年度の2年間は利用者負担を8%とし、平成30年度からは10%が適当と判断します。市民税非課税世帯については、現行どおり負担はなしとします。
- ・ 利用者負担の見直しに併せてサービスの内容の充実に努めるよう申し添えます。